

令和4年監査公表第8号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年9月8日

半田市監査委員 竹内 功 治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年7月11日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（識見監査委員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年7月11日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年7月11日付け、住民監査請求書（5枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員及び同事務局職員による不正な監査職務を理由に、同委員と同職員について、令和4年6月30日付けで所定の方法で罷免の申立てを提出中（書証6. と同7. と8. より）ですので、現任者を相手に陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

(市の不正監査を放置している。)

2. 請求の内容

過去1年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。

(半田市監査委員(西川氏と竹内氏))及び半田市監査委員事務局職員(斎藤氏と佐藤氏)の計4人分。)

3. 請求の理由

(1). 半田市監査委員(西川氏)と同事務局職員(斎藤氏と佐藤氏)に対する理由。

ア. 市民が提出した住民監査請求書(過去1年間分)を、ことごとく故意に却下あるいは棄却して、住民監査請求制度を有名無実にして、その都度半田市に損害を与えた。(書証6.と同7.より)

イ. 令和4年5月18日付けで請求人が提出していた「住民監査請求書(2枚)」と題する文書(書証2.)に対する監査から、西川氏・斎藤氏・佐藤氏は、請求理由の対象者になっているので排斥されます。従って、監査できません。

にもかかわらず、令和4年7月6日付けのFAX発信状で監査結果を受取りにくるよう請求人に連絡してきました。(書証1.より)。この職務は、違法です。

(参考)

住民監査請求書(書証2.です。)について、請求人は令和4年5月30日付けの文書で市監査委員 竹内氏あてに取扱い留保申出書を提出していました(書証3.より)。

ところが、この申出書を無視されています。

(2). 半田市監査委員(竹内氏)に対する理由。

ア. 半田市監査委員 竹内氏は、令和4年5月19日に市議会代表として監査委員に任命・着任しました。従って竹内氏は、令和4年5月18日に請求人が提出した住民監査請求書(書証2.)の内容をすでに把握をして認識していなければいけません。

さらに、竹内氏は、半田市議会議員の地位ですので、これまで市民が提出した住民監査請求書を半田市監査委員がことごとく却下あるいは棄却していた事実も知っているはずですし、知っていなければいけません(市監査委員の違法職務です。)

請求人は、市議事課の石原氏を通して、本年5月27日(金)に、竹内氏との面談を願い出ました。面談を願い出た理由は、これまでの市監査委員と同事務局が市民から提出された住民監査請求をことごとく故意に却下あるいは棄却してしまう不正をしつづけている事実を竹内氏にお伝えすることで、市監査職務を正常化していただくと考えたからです。

ところが竹内氏は、請求人からの願い出を断ったのみならず、現行の不良監査体制のまま、令和4年5月18日付けの住民監査請求書(書証2.です。)の監査手を強行しました。

請求人は、本年5月30日付けで竹内氏あてに「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」(書証3.です。)を提出しましたが、無視されてしまってもいます。

以上ア.の項に記述した内容に対して請求人は、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求を提出しています。

令和4年6月2日付け、住民監査請求書(3枚)(書証4.として提出します。)

イ. 市監査委員 竹内氏は、上記の令和4年6月2日付けの住民監査請求書（3枚）を、請求人が提出してから10日以上も経過しても、半田市長と半田市議会に提出があった旨の通知をしない違法を行いました。

請求人は、この違法に対して、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求書を提出しています。

令和4年6月13日付け、住民監査請求書（2枚）（書証5.として提出します。）

以上のア.とイ.に記述したように半田市監査委員 竹内氏は、令和4年5月18日付けの住民監査請求書（書証2.です。）の監査手続きに対し、不正職務をつづけており、この請求書の監査職務を行うこと自体が不適格です。

ウ. 市監査委員 竹内氏は、半田市議会の会派である「創造みらい半田」に属しています。この会派は、半田市役所全体が犯罪組織化している事実を肯定しています。

従って、市監査委員として公正公平な職務は、全く期待できませんので市監査委員として不適格です。（書証6.と同7.より）

(3). まとめ

上記の(1).と(2).に記述しているように、令和4年5月18日付けで請求人が提出した住民監査請求書（書証2.）について、市監査委員二名と同事務局職員二名が、令和4年7月6日発信のFAXで請求人に監査結果を受取りにくるよう連絡してきたこと（監査を行い、その結果を出した職務）は、違法であることは明らかです。

（参考）

半田市の顧問弁護士が、市監査委員に、住民監査請求への不正な監査手法を教示している状況にありますので、この不正事実を調査するつもりです。

4. 提出する書証

次の1.～8.の書証を提出します。

・書証1. 令和4年7月6日発信、市監査委員事務局から■■あて。

「住民監査請求に関する通知等の受領について（連絡）」

（このFAX送信状の下方に、■■が7/6（水）と7/7（木）のそれぞれ手書きコメントを記入しています。）

・書証2. 令和4年5月18日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（2枚）」

・書証3. 令和4年5月30日付け、■■作成、市監査委員 竹内功治あて

「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」

・書証4. 令和4年6月2日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（3枚）」

・書証5. 令和4年6月13日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（2枚）」

・書証6. 令和4年6月30日付け、■■作成、半田市長と半田市議員あて

「半田市監査委員と同事務局職員の罷免、及びその後任者の選任手続の実施について（申立て）19枚」

・書証7. 上記の書証6.の「提出する文書1.～63.」の各書証. リスト

- ・書証 8. 令和 4 年 7 月 4 日付け、■ ■作成、半田市長と半田市議員あて、
上記の書証 6. への「補充書（3 枚）」

以上

第 2 監査の請求

令和 4 年 7 月 11 日に提出された住民監査請求書（5 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 13 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 8 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を配達証明付書留郵便にて通知したが、請求人は、同月 8 月 8 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 8 月 12 日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（5 枚）」の「請求の内容」欄は、「過去 1 年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。（半田市監査委員（西川氏と竹内氏）及び半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と佐藤氏）の計 4 人分。）」と記載されている。

したがって、過去 1 年間（令和 3 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 10 日まで）の半田市監査委員 2 名の内、識見を有する者のうちから選任される監査委員の委員報酬について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、西川承識見監査委員は除斥とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

- ① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～3 ※省略

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができる。

5～6 ※省略

- ② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

- ③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあっては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）

- ・住民の請求による監査（法第 242 条）
- ・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）

〔検査〕

- ・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

- ・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）
- ・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）
- ・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項）

- ⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2 〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

- ⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 の 3 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 3 〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員監査委員であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなければならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監査委員がその職務を代理する。

- ⑧ 令和 3 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 10 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別表）に基づき、識見を有する者の中から選任された監査委員に対し、以下の委員報酬が支払われた若しくは支払われる。

- ・識見を有する者の中から選任された委員 月額 105,200 円×12 か月

(2) 住民監査に係る業務等に関すること

- ① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

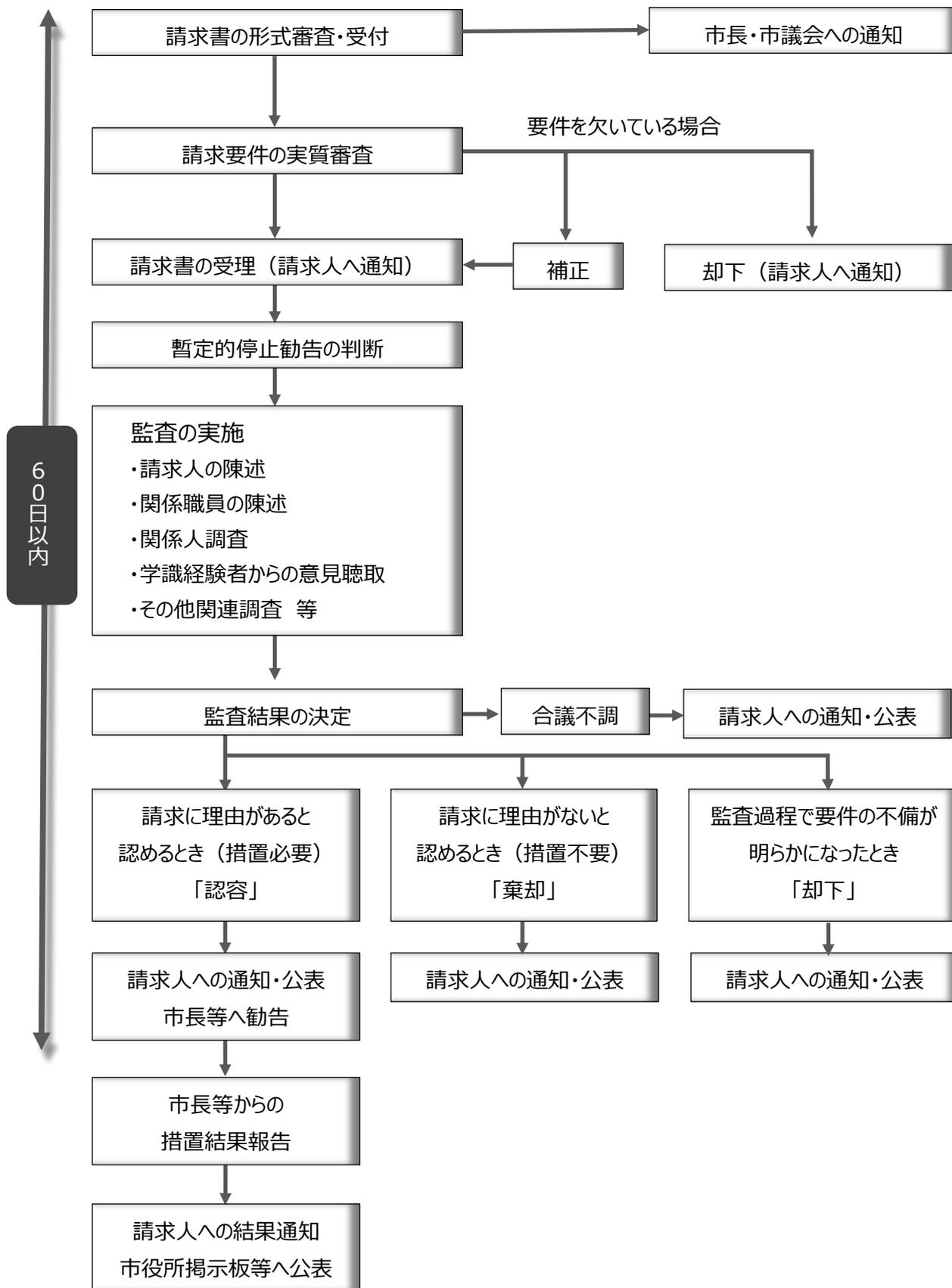
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細につきましては、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。
- ③ 請求の結果（種類）は、基本的には、以下のとおり、3種類となる。

- ・却下：住民監査請求が請求要件を満たしていない場合。
- ・棄却：住民監査請求の請求に理由がないと認める場合。
- ・勧告：住民監査請求の請求に理由があると認める場合。

なお、上記の棄却の場合において、法第199条第10項に基づき、以下のとおり、付言、付帯意見及び要望等を示す例がある。

- ・将来の発生が予測される類似の財務会計行為については異なる措置をとるべきであること。
- ・請求事項に関わる制度を見直すこと。
- ・記録の整備等の行政実務の改善を図ること。等

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第195条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法195条第2項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては2人とするとされている。また、法第196条第1項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第197条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第197条の2の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができることとされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないこととされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第3第3項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）」第1条の別表に基づき支払われている。

5 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実

(以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている識見を有する監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

2 また、半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、2 名の監査委員の内、識見を有する者の中から選任された委員には、月額 105,200 円が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、識見を有する監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上

令和4年監査公表第8号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年9月8日

半田市監査委員 西川 承

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年7月11日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（議会選出監査委員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■■■

2 請求書の提出

令和4年7月11日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年7月11日付け、住民監査請求書（5枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員及び同事務局職員による不正な監査職務を理由に、同委員と同職員について、令和4年6月30日付けで所定の方法で罷免の申立てを提出中（書証6. と同7. と8. より）ですので、現任者を相手に陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。

(市の不正監査を放置している。)

2. 請求の内容

過去1年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。

(半田市監査委員(西川氏と竹内氏))及び半田市監査委員事務局職員(斎藤氏と佐藤氏)の計4人分。)

3. 請求の理由

(1). 半田市監査委員(西川氏)と同事務局職員(斎藤氏と佐藤氏)に対する理由。

ア. 市民が提出した住民監査請求書(過去1年間分)を、ことごとく故意に却下あるいは棄却して、住民監査請求制度を有名無実にして、その都度半田市に損害を与えた。(書証6.と同7.より)

イ. 令和4年5月18日付けで請求人が提出していた「住民監査請求書(2枚)」と題する文書(書証2.)に対する監査から、西川氏・斎藤氏・佐藤氏は、請求理由の対象者になっているので排斥されます。従って、監査できません。

にもかかわらず、令和4年7月6日付けのFAX発信状で監査結果を受取りにくるよう請求人に連絡してきました。(書証1.より)。この職務は、違法です。

(参考)

住民監査請求書(書証2.です。)について、請求人は令和4年5月30日付けの文書で市監査委員 竹内氏あてに取扱い留保申出書を提出していました(書証3.より)。

ところが、この申出書を無視されています。

(2). 半田市監査委員(竹内氏)に対する理由。

ア. 半田市監査委員 竹内氏は、令和4年5月19日に市議会代表として監査委員に任命・着任しました。従って竹内氏は、令和4年5月18日に請求人が提出した住民監査請求書(書証2.)の内容をすでに把握をして認識していなければいけません。

さらに、竹内氏は、半田市議会議員の地位ですので、これまで市民が提出した住民監査請求書を半田市監査委員がことごとく却下あるいは棄却していた事実も知っているはずですし、知っていなければいけません(市監査委員の違法職務です。)

請求人は、市議事課の石原氏を通して、本年5月27日(金)に、竹内氏との面談を願い出ました。面談を願い出た理由は、これまでの市監査委員と同事務局が市民から提出された住民監査請求をことごとく故意に却下あるいは棄却してしまう不正をしつづけている事実を竹内氏にお伝えすることで、市監査職務を正常化していただくと考えたからです。

ところが竹内氏は、請求人からの願い出を断ったのみならず、現行の不良監査体制のまま、令和4年5月18日付けの住民監査請求書(書証2.です。)の監査手を強行しました。

請求人は、本年5月30日付けで竹内氏あてに「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」(書証3.です。)を提出しましたが、無視されてしまっています。

以上ア.の項に記述した内容に対して請求人は、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求を提出しています。

令和4年6月2日付け、住民監査請求書(3枚)(書証4.として提出します。)

イ. 市監査委員 竹内氏は、上記の令和4年6月2日付けの住民監査請求書（3枚）を、請求人が提出してから10日以上も経過しても、半田市長と半田市議会に提出があった旨の通知をしない違法を行いました。

請求人は、この違法に対して、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求書を提出しています。

令和4年6月13日付け、住民監査請求書（2枚）（書証5.として提出します。）

以上のア.とイ.に記述したように半田市監査委員 竹内氏は、令和4年5月18日付けの住民監査請求書（書証2.です。）の監査手続きに対し、不正職務をつづけており、この請求書の監査職務を行うこと自体が不適格です。

ウ. 市監査委員 竹内氏は、半田市議会の会派である「創造みらい半田」に属しています。この会派は、半田市役所全体が犯罪組織化している事実を肯定しています。

従って、市監査委員として公正公平な職務は、全く期待できませんので市監査委員として不適格です。（書証6.と同7.より）

(3). まとめ

上記の(1).と(2).に記述しているように、令和4年5月18日付けで請求人が提出した住民監査請求書（書証2.）について、市監査委員二名と同事務局職員二名が、令和4年7月6日発信のFAXで請求人に監査結果を受取りにくるよう連絡してきたこと（監査を行い、その結果を出した職務）は、違法であることは明らかです。

（参考）

半田市の顧問弁護士が、市監査委員に、住民監査請求への不正な監査手法を教示している状況にありますので、この不正事実を調査するつもりです。

4. 提出する書証

次の1.～8.の書証を提出します。

・書証1. 令和4年7月6日発信、市監査委員事務局から■■あて。

「住民監査請求に関する通知等の受領について（連絡）」

（このFAX送信状の下方に、■■が7/6（水）と7/7（木）のそれぞれ手書きコメントを記入しています。）

・書証2. 令和4年5月18日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（2枚）」

・書証3. 令和4年5月30日付け、■■作成、市監査委員 竹内功治あて

「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」

・書証4. 令和4年6月2日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（3枚）」

・書証5. 令和4年6月13日付け、■■作成、市監査委員あて

「住民監査請求書（2枚）」

・書証6. 令和4年6月30日付け、■■作成、半田市長と半田市議員あて

「半田市監査委員と同事務局職員の罷免、及びその後任者の選任手続の実施について（申立て）19枚」

・書証7. 上記の書証6.の「提出する文書1.～63.」の各書証. リスト

- ・書証 8. 令和 4 年 7 月 4 日付け、■ ■作成、半田市長と半田市議員あて、
上記の書証 6. への「補充書（3 枚）」

以上

第 2 監査の請求

令和 4 年 7 月 11 日に提出された住民監査請求書（5 枚）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月 13 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して、令和 4 年 8 月 2 日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を配達証明付書留郵便にて通知したが、請求人は、同月 8 月 8 日に同通知の受取を拒否した。

令和 4 年 8 月 12 日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（5 枚）」の「請求の内容」欄は、「過去 1 年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。（半田市監査委員（西川氏と竹内氏）及び半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と佐藤氏）の計 4 人分。）」と記載されている。

したがって、過去 1 年間（令和 3 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 10 日まで）の半田市監査委員 2 名の内、議会の議員の中から選任された監査委員の委員報酬について、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

また、法第 199 条の 2 の規定に基づき、竹内功治議会選出監査委員を排斥した。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員に関すること

- ① 監査委員の選任は、法第 196 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 196 条〔選任及び兼務の禁止〕

監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

2～5 ※省略

6 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第 2 項の政令で定める市にあっては 2 人又は 1 人、その他の市及び町村にあっては 1 人とする。

- ② 監査委員の設置及び定数は、法第 195 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 195 条〔監査委員の設置及び定数〕

普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては 4 人とし、その他の市及び町村にあっては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

- ③ 監査委員の任期は、法第 197 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条〔任期〕

識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

- ④ 監査委員の罷免は、法第 197 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 197 条の 2〔罷免〕

普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合においては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。

2 監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

- ⑤ 監査委員の職務権限は、以下のとおり、法定主義により制限列举して、その範囲が定められている。

〔監査〕

- ・定例監査（法第 199 条第 4 項）
- ・随時監査（法第 199 条第 5 項）
- ・行政監査（法第 199 条第 2 項）
- ・補助金等財政的援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項）
- ・公金の収納等に関する指定金融機関等の監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第 27 条の 2 第 1 項）
- ・一定数の連署に基づく選挙人の事務監査請求（法第 75 条）
- ・議会の要求監査（法第 98 条第 2 項）
- ・議会から送付を受けた請願の措置（法第 125 条）
- ・市長の要求監査（法第 199 条第 6 項）
- ・住民の請求による監査（法第 242 条）

・職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 第 3 項又は公企法第 34 条）
〔検査〕

・現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

〔審査〕

・決算審査（法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項）

・基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

・健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項
又は第 22 条第 1 項）

⑥ 監査委員の除斥は、法第 199 条の 2 に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 199 条の 2 〔監査執行上の排斥〕

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上
に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件に
ついては、監査することができない。

⑦ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、法第 199 の 3 に基づき、以下のとおり、定め
られている。

法第 199 条の 3 〔代表監査委員〕

監査委員は、識見を有する者のうちから選任される監査委員の 1 人（監査委員の定数
が 2 人以上の場合において、そのうち 1 人が議員のうちから選任される監査委員
であるときは、識見を有する者のうちから選任される監査委員）を代表監査委員としなけれ
ばならない。

2～3 ※省略

4 代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときは、監査委員の定数
が 3 人以上の場合には代表監査委員の指定する監査委員が、2 人の場合には他の監
査委員がその職務を代理する。

⑧ 令和 3 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 10 日までの間に、「半田市特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条（別
表）に基づき、議会の議員の中から選任された監査委員に対し、以下の委員報酬が支払われた
若しくは支払われる。

・議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円×12 か月

ただし、議会の議員の中から選任された委員は、令和 4 年 5 月の任期交代に伴い、以下の委
員報酬が支払われた。

・（前）議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円×17 日／31 日 = 18,754 円
（令和 4 年 5 月 17 日辞任）

・（現）議会の議員の中から選任された委員 月額 34,200 円×13 日／31 日 = 14,341 円
（令和 4 年 5 月 19 日選任）

（2）住民監査に係る業務等に関すること

① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

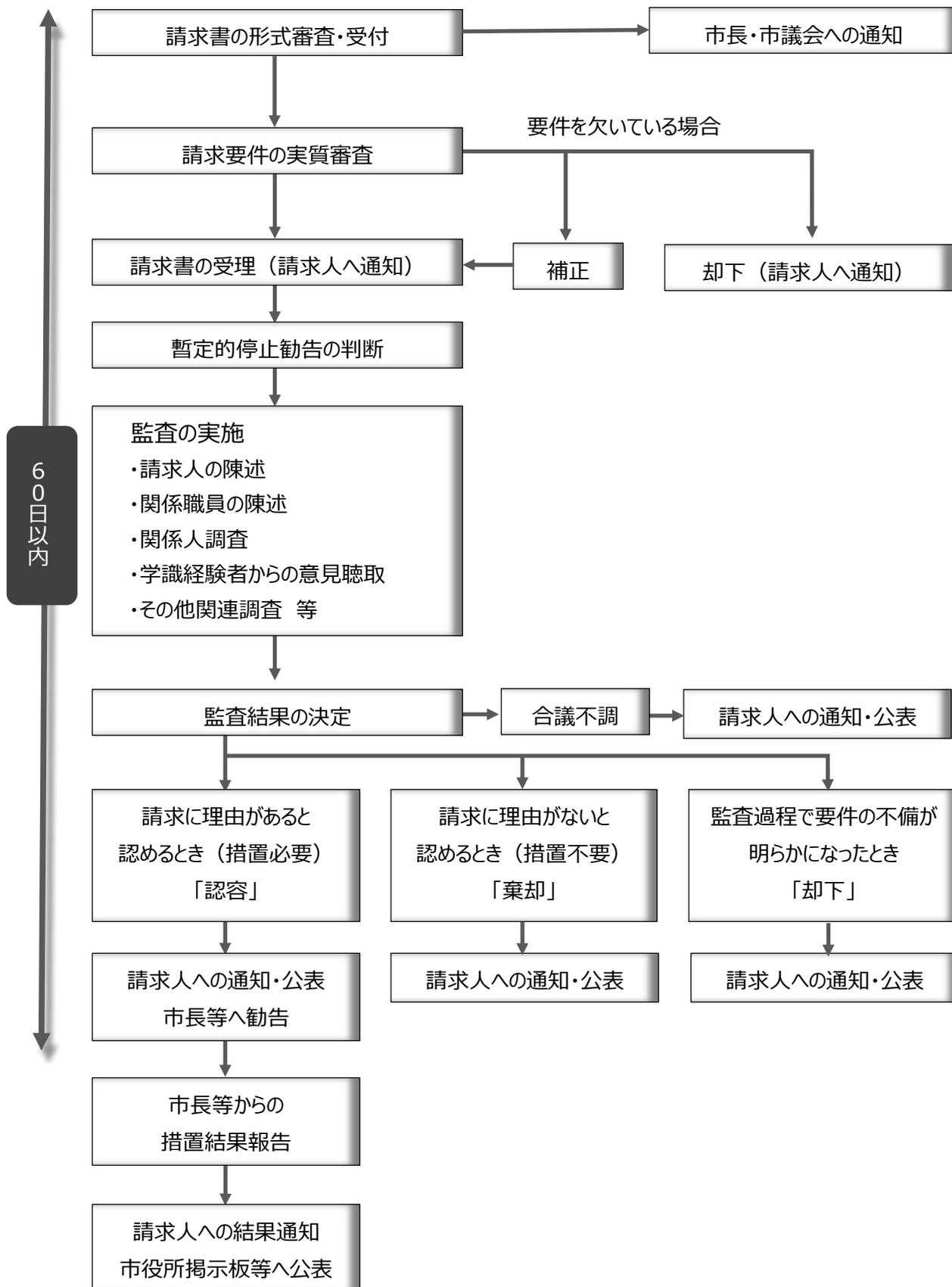
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細につきましては、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。
- ③ 請求の結果（種類）は、基本的には、以下のとおり、3種類となる。

- ・却下：住民監査請求が請求要件を満たしていない場合。
- ・棄却：住民監査請求の請求に理由がないと認める場合。
- ・勧告：住民監査請求の請求に理由があると認める場合。

なお、上記の棄却の場合において、法第199条第10項に基づき、以下のとおり、付言、付帯意見及び要望等を示す例がある。

- ・将来の発生が予測される類似の財務会計行為については異なる措置をとるべきであること。
- ・請求事項に関わる制度を見直すこと。
- ・記録の整備等の行政実務の改善を図ること。等

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 監査委員の設置、選任及び任期等について

法第195条第1項の規定に基づき、普通地方公共団体に監査委員の設置が義務付けられ、法195条第2項の規定に基づき、都道府県及び政令で定める市以外のその他の市及び町村にあっては2人とするとされている。また、法第196条第1項の規定に基づき、選任に関することが定められ、法第197条の規定に基づき、選任された委員のうち、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期によるとされている。

2 監査委員の罷免について

法第197条の2の規定により、監査委員が心身の故障があるため職務の執行に堪えないと認めるとき等は、議会の同意を得て、罷免することができることとされている。また、監査委員は、その意に反して罷免されることがないこととされている。

3 監査委員の職務について

先述の「第3第3項（1）⑤」で記載のとおり、法、公企法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査、検査、審査の実施に関する範囲が定められており、公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を執行することとなっている。

4 監査委員の報酬について

報酬は、「半田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年3月31日条例第5号）」第1条の別表に基づき支払われている。

5 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実

(以下「怠る事実」という。) があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている議会の議員の中から選任された監査委員は、住民監査請求において、監査委員として、不正不偏の態度を保持し、法第 242 条第 7 項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を与え、執行機関からの監査資料の提出、同条第 8 項に基づく執行機関の陳述の聴取を実施し、入手した証拠に基づき意見等を形成している。また、同条第 4 項による勧告、同条第 5 項による監査及び勧告並びに同条第 10 項による意見についての決定に関しては、同条第 11 項において、「監査委員の合議によるものとする。」と規定されているところ、これらの決定は、監査委員の合議（法第 199 条の 2 の規定に基づく、監査執行上の除斥を適用している住民監査請求も含まれる。）により、判断されており、監査委員としての職務の執行に専念している。

2 また、半田市監査委員は、先述「第 3 第 3 項（1）⑤」で記載のとおり、監査のみならず、検査及び審査を実施する職務も担っている。そして、実施した監査・検査・審査及び打合せ等には、欠席することなく勤務している。

なお、監査委員としての職務を執行に当たり、法を遵守し、提出された住民監査請求を処理する役割も担っている。

また、「半田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 5 号）」第 1 条の別表に基づき、議会の議員の中から選任された委員には、月額 34,200 円（令和 4 年 5 月は、就任期間分（令和 4 年 5 月 17 日辞任：17 日間、同月 19 日選任：13 日間）を日割計算している。）が支払われており、かかる支給手続きは適正に行われている。

上記の理由から、議会の議員の中から選任された監査委員の委員報酬の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第 6 結果

本住民監査請求については、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上

令和4年監査公表第8号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和4年9月8日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 竹内 功治

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年7月11日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（監査委員事務局職員分）について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■丁目■■番地の■
■■■■

2 請求書の提出

令和4年7月11日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和4年7月11日付け、住民監査請求書（5枚）

（請求書は原文のとおり。資料は省略。）

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

なお、本件についての陳述を求めますが、現在の監査委員及び同事務局職員による不正な監査職務を理由に、同委員と同職員について、令和4年6月30日付けで所定の方法で罷免の申立てを提出中（書証6. と同7. と8. より）ですので、現任者を相手に陳述するつもりはありません。

1. 措置対象者

半田市長 久世孝宏です。
(市の不正監査を放置している。)

2. 請求の内容

過去 1 年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。
(半田市監査委員 (西川氏と竹内氏)) 及び半田市監査委員事務局職員 (斎藤氏と佐藤氏) の計 4 人分。)

3. 請求の理由

(1) . 半田市監査委員 (西川氏) と同事務局職員 (斎藤氏と佐藤氏) に対する理由。

ア. 市民が提出した住民監査請求書 (過去 1 年間分) を、ことごとく故意に却下あるいは棄却して、住民監査請求制度を有名無実にして、その都度半田市に損害を与えた。(書証 6. と同 7. より)

イ. 令和 4 年 5 月 18 日付けで請求人が提出していた「住民監査請求書 (2 枚) 」と題する文書 (書証 2.) に対する監査から、西川氏・斎藤氏・佐藤氏は、請求理由の対象者になっているので排斥されます。従って、監査できません。

にもかかわらず、令和 4 年 7 月 6 日付けの F A X 発信状で監査結果を受取りにくるよう請求人に連絡してきました。(書証 1. より)。この職務は、違法です。

(参考)

住民監査請求書 (書証 2. です。) について、請求人は令和 4 年 5 月 30 日付けの文書で市監査委員 竹内氏あてに取扱い留保申出書を提出していました (書証 3. より) 。ところが、この申出書を無視されています。

(2) . 半田市監査委員 (竹内氏) に対する理由。

ア. 半田市監査委員 竹内氏は、令和 4 年 5 月 19 日に市議会代表として監査委員に任命・着任しました。従って竹内氏は、令和 4 年 5 月 18 日に請求人が提出した住民監査請求書 (書証 2.) の内容をすでに把握をして認識していなければいけません。

さらに、竹内氏は、半田市議会議員の地位ですので、これまで市民が提出した住民監査請求書を半田市監査委員がことごとく却下あるいは棄却していた事実も知っているはずですし、知っていなければいけません (市監査委員の違法職務です) 。

請求人は、市議事課の石原氏を通して、本年 5 月 27 日 (金) に、竹内氏との面談を願い出ました。面談を願い出た理由は、これまでの市監査委員と同事務局が市民から提出された住民監査請求をことごとく故意に却下あるいは棄却してしまう不正をしつづけている事実を竹内氏にお伝えすることで、市監査職務を正常化していただくと考えたからです。

ところが竹内氏は、請求人からの願い出を断ったのみならず、現行の不良監査体制のまま、令和 4 年 5 月 18 日付けの住民監査請求書 (書証 2. です。) の監査手続を強行しました。請求人は、本年 5 月 30 日付けで竹内氏あてに「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」 (書証 3. です。) を提出しましたが、無視されてしまってもいます。

以上ア. の項に記述した内容に対して請求人は、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求を提出しています。

令和4年6月2日付け、住民監査請求書（3枚）（書証4.として提出します。）

- イ. 市監査委員 竹内氏は、上記の令和4年6月2日付けの住民監査請求書（3枚）を、請求人が提出してから10日以上も経過しても、半田市長と半田市議会に提出があった旨の通知をしない違法を行いました。

請求人は、この違法に対して、市監査委員二名と同事務局職員三名を対象に、次の住民監査請求書を提出しています。

令和4年6月13日付け、住民監査請求書（2枚）（書証5.として提出します。）

以上のア. とイ. に記述したように半田市監査委員 竹内氏は、令和4年5月18日付けの住民監査請求書（書証2.です。）の監査手続きに対し、不正職務をつづけており、この請求書の監査職務を行うこと自体が不適格です。

- ウ. 市監査委員 竹内氏は、半田市議会の会派である「創造みらい半田」に属しています。この会派は、半田市役所全体が犯罪組織化している事実を肯定しています。

従って、市監査委員として公正公平な職務は、全く期待できませんので市監査委員として不適格です。（書証6.と同7.より）

(3). まとめ

上記の(1). と(2). に記述しているように、令和4年5月18日付けで請求人が提出した住民監査請求書（書証2.）について、市監査委員二名と同事務局職員二名が、令和4年7月6日発信のFAXで請求人に監査結果を受取りにくるよう連絡してきたこと（監査を行い、その結果を出した職務）は、違法であることは明らかです。

(参考)

半田市の顧問弁護士が、市監査委員に、住民監査請求への不正な監査手法を教示している状況にありますので、この不正事実を調査するつもりです。

4. 提出する書証

次の1. ～8. の書証を提出します。

- ・書証1. 令和4年7月6日発信、市監査委員事務局から■■あて、「住民監査請求に関する通知等の受領について（連絡）」
（このFAX送信状の下方に、■■が7/6（水）と7/7（木）のそれぞれ手書きコメントを記入しています。）
- ・書証2. 令和4年5月18日付け、■■作成、市監査委員あて「住民監査請求書（2枚）」
- ・書証3. 令和4年5月30日付け、■■作成、市監査委員 竹内功治あて「提出中の住民監査請求書について取扱い留保申出書」
- ・書証4. 令和4年6月2日付け、■■作成、市監査委員あて「住民監査請求書（3枚）」
- ・書証5. 令和4年6月13日付け、■■作成、市監査委員あて「住民監査請求書（2枚）」
- ・書証6. 令和4年6月30日付け、■■作成、半田市長と半田市議員あて

「半田市監査委員と同事務局職員の罷免、及びその後任者の選任手続の実施について（申立て）19枚」

- ・書証7. 上記の書証6. の「提出する文書1. ～63. 」の各書証. リスト
- ・書証8. 令和4年7月4日付け、■■作成、半田市長と半田市議員あて、上記の書証6. への「補充書（3枚）」

以上

第2 監査の請求

令和4年7月11日に提出された住民監査請求書（5枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同月13日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和4年8月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与える旨を配達証明付書留郵便にて通知したが、請求人は、同月8月8日に同通知の受取を拒否した。

令和4年8月12日に、監査委員は、同項に基づく、証拠の提出及び陳述の機会に備えて待機していたが、請求人が来庁せず、証拠の提出及び陳述の機会を放棄した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（5枚）」の「請求の内容」欄は、「過去1年間に半田市が次の者に支給した監査委員報酬あるいは給与・一時金の全額を対象者から返納させ、その金額を半田市に収納せよ。（半田市監査委員（西川氏と竹内氏）及び半田市監査委員事務局職員（斎藤氏と佐藤氏）の計4人分。）」と記載されている。

したがって、過去1年間（令和3年7月11日から令和4年7月10日まで）の半田市監査委員事務局職員2名の給与・一時金について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

3 関係書類の提出

監査対象部局である半田市監査委員事務局から提出された関係資料等の要旨は、次のとおりである。

(1) 監査委員事務局の職員に関すること

- ① 監査委員事務局の設置は、法第200条第2項に基づき、半田市監査委員に関する条例（平成3年6月27日条例第35号。以下「条例」という。）が定められ、条例第2条に基づき、事務局を設置している。

法第 200 条〔事務局の設置〕

都道府県の監査委員に事務局を置く。

2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3～7 ※省略

監査委員事務局の職員は、条例に基づき、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号。以下「規程」という。）が定められ、規程第 2 条に基づき、事務局に局長及び書記を置いている。

② 事務局職員の職務は、規程第 3 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 3 条〔職務〕

局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、事務を処理する。

3 局長に事故あるときは、上席職員がその職務を代理する。

③ 事務局職員の事務は、規程第 4 条に基づき、以下のとおり、定められている。

規程第 4 条〔事務分掌〕

事務分掌は、次のとおりとする。

一 監査委員に関すること。

二 予算、決算等財務に関すること。

三 文書の收受、発送及び公印の管守に関すること。

四 監査資料の収集及び整備に関すること。

五 事務事業の監査、決算の審査及び出納検査に関すること。

④ 令和 3 年 7 月 11 日から令和 4 年 7 月 10 日までの間、事務局職員の勤務状況は、以下のとおりである。

ア 半田市職員服務規程（昭和 43 年 6 月 14 日庁達第 5 号）第 3 条第 3 項に基づく、無断欠勤の該当者はいない。

イ 監査等業務に関する超過勤務は、以下のとおりである。

職員 A：19 時間 15 分

(3) 住民監査に係る業務等に関すること

① 請求書が提出された場合の対応は、法第 242 条に基づき、以下のとおり、定められている。

法第 242 条〔住民監査請求〕

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 ※省略

5 第 1 項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

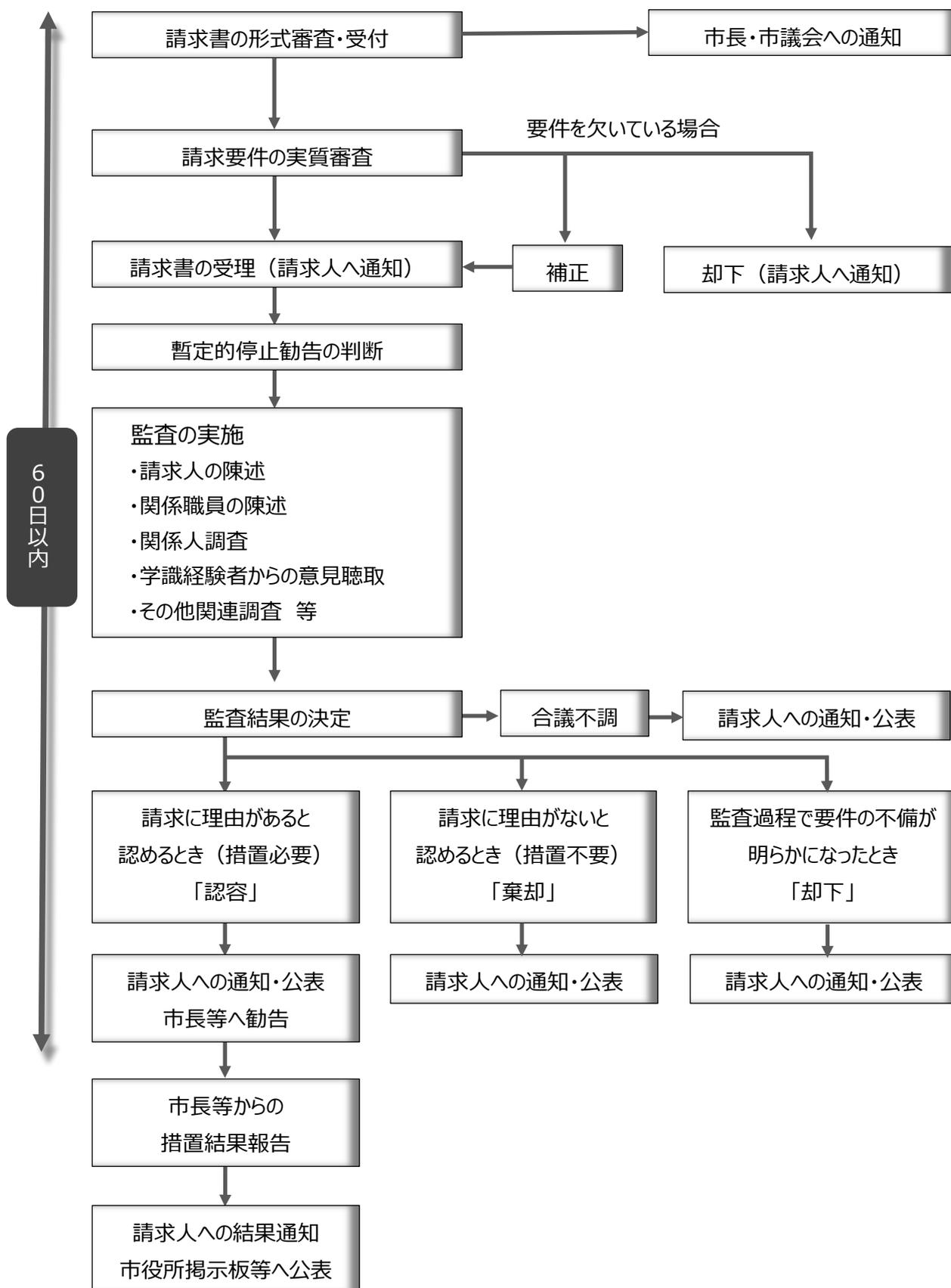
6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1 項の規定による請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。

7 監査委員は、第 5 項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8～11 ※省略

なお、詳細につきましては、以下の「住民請求の流れ（概要）」のとおりである。

住民監査請求の流れ（概要）



- ② 住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。
- ③ 請求の結果（種類）は、基本的には、以下のとおり、3種類となる。

- ・却下：住民監査請求が請求要件を満たしていない場合。
- ・棄却：住民監査請求の請求に理由がないと認める場合。
- ・勧告：住民監査請求の請求に理由があると認める場合。

なお、上記の棄却の場合において、法第199条第10項に基づき、以下のとおり、付言、付帯意見及び要望等を示す例がある。

- ・将来の発生が予測される類似の財務会計行為については異なる措置をとるべきであること。
- ・請求事項に関わる制度を見直すこと。
- ・記録の整備等の行政実務の改善を図ること。等

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 住民監査請求の事務について

法第200条第2項に基づき、条例が定められ、条例第2条に基づき、事務局を設置している。監査委員事務局の職員については、規程が定められ、規程第2条に基づき、事務局に局長及び書記が置かれている。また、事務局職員は、規程第3条に基づき、監査委員又は上司の命を受け、監査（住民監査請求）に関する事務も担っている。

2 住民監査請求の留保等の措置について

住民監査請求において、留保等の制度は、存在しない。

3 監査委員事務局職員の勤務状況等について

監査委員事務局職員（2名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もない。全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、公正な職務の執行に当たっては、全力を挙げてこれに専念している。また、監査等業務に係る超過勤務時間も許容された範囲内であり、効率的及び経済的に業務を執行し、勤務状況に全く問題はない。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

この点、監査の対象となっている監査委員事務局の職員（2名）は、監査委員及び上司の命を受け、適切に事務を処理している。

2 また、監査委員事務局職員（2名）は、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項に基づく、懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない。なお、監査等業務に係る超過勤務時間も許容された範囲内であり、効率的及び経済的に業務を執行している。また、規程第4条に基づく、事務に対して、公正な職務の遂行に当たり、全力を挙げてこれに専念している。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない職員に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、監査委員事務局職員の給与等の支払いに関して、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上